



月額掛金

保険年齢	性別	1口	2口	3口	4口	5口	6口	7口
15歳～60歳	男性	800円	1,600円	2,400円	3,200円	4,000円	4,800円	5,600円
	女性							
61歳～65歳	男性	800円	1,600円	2,400円	3,200円	4,000円	4,800円	5,600円
	女性							
66歳～70歳 (継続のみ)	男性	1,467円	2,934円	3,911円	4,888円	5,865円	6,842円	7,819円
	女性	1,011円	2,022円	2,729円	3,436円	4,143円	4,850円	5,557円

*上記掛金には保険料のほか、運営費が含まれています。

*本保険期間中は、8月1日現在の年齢に応じて決まる掛金が、加入時・更新時から適用されます。

(年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数は6ヵ月を超えるものについては切り上げて1年とし6ヵ月までのものについては切り捨てます。)

税法上の特典

法人の場合

法人が役員、従業員のために負担した掛金は全額損金に算入でき、その掛金は役員、従業員の所得税の対象にもなりません。
(法基通9-3-5) (所基通36-31の2)

個人事業主の場合

個人事業主が従業員のために負担した掛金は全額必要経費に算入でき、その掛金は従業員が所得税の対象にもなりません。
(直審3-8) (所基通36-31の2)

記載の税務についてのお取扱いは平成22年4月現在の税制に基づいた一般的なお取扱いをご案内しているものであり、実際のお取扱いは異なる場合があります。また、このお取扱いは将来変更される可能性があります。個別の税務などについて、詳しくは、所轄の税務署などに必ずご確認ください。

福祉団体定期保険について

次の場合には保険金・給付金をお支払いできませんので、お申込みに際し特にご注意ください。

A.死亡保険金・高度障害保険金について ①加入者が加入日から1年以内に自殺したとき ②保険契約者・保険金受取人の故意によるとき ③保険契約者または加入者の故意または重大な過失により、事実を告げなかつたり不実のことを告げたとき ④戦争その他の変乱によるとき ⑤加入者の故意により高度障害状態になられたとき B.災害保険金・災害高度障害保険金・入院給付金について ①保険契約者または加入者の故意または重大な過失によるとき ②災害保険金受取人の故意または重大な過失によるとき(ただし、災害保険金についてのみ)	③加入者の犯罪行為によるとき ④加入者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき ⑤加入者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき ⑥加入者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき ⑦地震、噴火または津波によるとき ⑧戦争その他の変乱によるとき C.ガン死亡保険金について ①保険契約者または加入者の故意または重大な過失により、事実を告げなかつたり不実のことを告げたとき
---	---

(注) 1. 増額された場合の増額部分については上記の「加入」とあるところを「増額」と読み替えてください。

2. 詐欺行為や保険金などの不法取得目的による加入・更新があった場合には、その加入者の加入・更新は取消しまたは無効となり、保険金などのお支払いはできません。

当生命共済は、本庄商工会議所が、アクサ生命保険株式会社と締結した福祉団体定期保険(入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付)と当商工会議所独自の給付制度を会員の皆様にご利用いただくものです。当生命共済は、その運営を安全かつ円滑にするために内容の一部を変更することがあります。

被保険者(加入者)の皆様へ

福祉団体定期保険は契約者…本庄商工会議所、被保険者…当商工会議所の会員の役員・事業主・従業員、保険料負担者…当商工会議所の会員とした保険期間1年の定期保険です。ご加入にあたっては、本パンフレット記載の内容(特に☆印事項)をご確認ください。なお、ご加入保険金額については加入申込書記載の金額です。パンフレットと加入申込書をあわせてご確認ください。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。 生命保険契約者保護機構 <http://www.seihohogo.jp/> TEL 03-3286-2820

[お問合せ先]



本庄商工会議所

〒367-8555 本庄市朝日町3-1-9
TEL 0495-22-5241 FAX 0495-24-3003

[福祉団体定期保険引受保険会社]



アクサ生命保険株式会社

redefining / standards

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777 (代表)

[取扱店]

アクサ生命保険株式会社 深谷営業所

〒366-0822 深谷市仲町20-1
TEL 048-574-0612 FAX 048-574-0610

AXA-1005-2480/554

会員事業所

の皆様へ

生命共済

ご加入
のすすめ

入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約付 福祉団体定期保険
+本庄商工会議所独自の給付制度(見舞金・祝金(品)制度)



【個人情報のお取り扱いについてのお知らせ】

本共済制度におきましては、事業主ならびにご加入者の方々の個人情報を次のとおり取り扱いますので、ご同意のうえ、お申込みください。

- ①ご加入者の個人情報(氏名・性別・生年月日等)は、ご加入者の同意に基づき、会員事業所(事業主)から当商工会議所に提供されます。
- ②当商工会議所は、会員事業所(事業主)より提供を受けた事業主およびご加入者の個人情報について、本制度の事務手続、各種サービスの案内・提供のために使用するとともに、事業主およびご加入者の同意に基づき、本制度の運営のために締結している福祉団体定期保険契約を引き受けるアクサ生命保険株式会社(以下、「アクサ生命」という)にこれを提供します。
- ③アクサ生命は、当商工会議所から提供を受けた事業主ならびにご加入者の個人情報を各種保険契約の引き受け・継続・維持管理その他保険に関連・付随する業務のために使用し、また各種商品・サービスの案内・提供、契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実にも使用することがあります。アクサ生命は、当商工会議所をはじめ事業主ならびに再保険会社に対し必要な範囲内でこれを提供します。
- ④個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き当商工会議所およびアクサ生命においてそれぞれ②③に準じ個人情報が取り扱われます。
- ⑤福祉団体定期保険契約の引受保険会社に変更される場合は、事業主およびご加入者の個人情報が変更後の保険会社に提供され引き継がれます。

【ご意向に沿った商品内容が必ずご確認ください】

重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)ならびに「当パンフレット」に記載の保障内容・保険金額・保険料等が、お客様ご自身のご意向に沿った内容となっているかを必ずご確認ください。

※このパンフレットはお申込みいただいた後も、大切に保管しておいてください。



本庄商工会議所

